

(別添 1 2)

○特定医療法人制度の改正について（平成 1 5 年 1 0 月 9 日付け医政発第 1 0 0 9 0 0 8 号）

新		旧
<p>第 1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応 <u>特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その</u> <u>事情を当職まで報告方お願しいたいこと。</u></p> <p>① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金以上の 刑事処分を受けた場合</p> <p>② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適 事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合</p> <p>③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定があ る場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸 借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第 6 4 条第 1 項の命令が発せられた場合。</p> <p>④ その他①、②及び③に相当する医療関係法令についての重大な違反事実 があった場合</p> <p>⑤ 医療法第 3 0 条の 1 1 の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず ず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合</p>	<p>第 1 改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。</p> <p>1 改正後の要件 (中略)</p> <p>2 手続等 (中略)</p> <p>(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応 従前より、特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関につい <u>て、医療関係法令等に違反する事実が発生したことが認められた場合の報告</u> <u>が都道府県知事からなされられているところであるが、次のような医療に関する</u> <u>法令等について重大な違反事実があった場合には、引き続き、その事情を当</u> <u>職まで報告方お願しいたいこと。</u></p> <p>① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以上 の刑事処分を受けた場合</p> <p>② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適 合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合</p> <p>③ その他①及び②に相当する医療関係法令についての重大な違反事実が あった場合</p> <p>④ 医療法第 3 0 条の 1 の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず ず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合</p>	

<p>(削除)</p> <p>第2 その他の留意事項</p> <p>(1) モデル定款・寄附行為例の遵守 <u>今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正(医療法施行規則(平成19年厚生労働省令第39号)により、新たに設けられた基金制度について、特定医療法人は採用できないことに特に注意すること)を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 税務上の取扱 特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達を参照されたいこと。</p> <p>① 贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて(昭和39年6月9日直審(資)24、直資77)</p> <p>② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(昭和55年4月23日直資2-181)</p> <p>③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について(平成15年4月4日課法10-15)</p> <p>④ <u>出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について(平成17年4月27日文書回答)</u></p> <p>第3 既存通知の廃止 「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知)は廃止する。</p>	<p>第2 移行に係る税制 <u>社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、特定医療法人に移行した場合には、その変更につき、法人税、所得税及び贈与税の課税はなされない取扱いについて変更はないこと。</u></p> <p>第3 その他の留意事項</p> <p>(1) モデル定款・寄附行為例の遵守 今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 税務上の取扱 特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達を参照されたいこと。</p> <p>① 贈与税の非課税財産(公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分)及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて(昭和39年6月9日直審(資)24、直資77)</p> <p>② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて(昭和55年4月23日直資2-181)</p> <p>③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について(平成15年4月4日課法10-15)</p> <p>第4 既存通知の廃止 「特定の医療法人に関する租税特別措置について」(昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知)は廃止する。</p>
--	--